



平成 20 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 : グローウェルホールディングス株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 高田 隆右
(コード番号 3141 東証第二部)
問合せ先 : 取締役グループ 財務経理本部長 佐藤 範正
(TEL : 048 - 662 - 7711)

当社子会社（孫会社）の臨時株主総会の付議議案等について

当社の子会社である寺島薬局株式会社（コード番号 7586、JASDAQ）は、平成 20 年 12 月 17 日開催の同社取締役会において、「定款一部変更および臨時株主総会の付議議案等に関するお知らせ」につきまして決議いたしましたので、別添資料のとおりお知らせいたします。

(別添資料)

平成 20 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 寺島薬局株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 孝雄
(J A S D A Q ・ コード 7 5 8 6)
問合せ先
総務部マネジャー 後藤 晴文
電話 (0 2 9) 8 5 6 - 8 8 8 8 (代)

定款一部変更および臨時株主総会の付議議案等に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 17 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月 26 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、平成 20 年 11 月 17 日付で発表いたしました「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」に係る付議議案に加えて、下記Ⅰ. 1 からⅡ. 3 記載の各議案を付議すること等を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ.定款一部変更の件

1. 株券電子化に伴う定款一部変更

(1) 株券電子化に伴う定款一部変更の理由等

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されることに伴い、定款の一部の効力が変更されることに対応して、定款の文言を形式的に変更するものです。

すなわち、決済合理化法の施行により、当社株式は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく株式等振替制度（いわゆる株券電子化制度のことです。）で取り扱われることとなります。これに伴い、決済合理化法附則第 6 条 1 項により、当社定款第 6 条（株券の発行）の定めは平成 21 年 1 月 5 日より廃止したものとみなされることとなり、併せて、第 8 条(单元株式数及び单元未満株券の不発行)第 2 項の定めは無効となります。また、決済合理化法附則第 2 条により、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）は廃止されることから、当社定款第 9 条(单元未満株式についての権利)中の「(実質株主を含む。以下同じ)」、及び第 10 条（基準日）中の「(実質株主名簿を含む。以下同じ。)」の定めも無効となる等の変更が生じることとなります。

(2) 株券電子化に伴う定款一部変更の内容

株券電子化に伴う定款一部変更の内容は次のとおりです（下線は変更部分を示します。）

現行定款	本議案に係る変更案
<p><u>第 6 条(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第 7 条(自己の株式の取得) (条文省略)</p>	<p>第 6 条(自己の株式の取得) (条文省略)</p>
<p>第 8 条(单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は、100 株とする。 <u>2.当社は、单元株式数に満たない株式（以下「单元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第 7 条(单元株式数) 当社の单元株式数は、100 株とする。</p> <p>削除</p>
<p>第 9 条(单元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第 8 条(单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>第 10 条 (基準日) 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第 9 条 (基準日) 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>

<p>第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>第 12 条 (株式取扱規程) 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 11 条(株式取扱規程) 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

2. 監査役員数の変更に伴う定款の一部変更

(1) 監査役員数の変更に伴う定款の一部変更の理由等

当社の監査体制の一層の強化・充実の観点より、監査役員の員数の増加をお願いするものがあります。

(2) 監査役員数の変更に伴う定款一部変更の内容

監査役員数の変更に伴う定款一部変更の内容は次のとおりです（下線は変更部分を示します。）

他の定款変更議案による変更後の定款	本議案に係る変更案
-------------------	-----------

第31条(員数) 当社の監査役は、 <u>4名</u> 以内とする。	第31条(員数) 当社の監査役は、 <u>5名</u> 以内とする。
---------------------------------------	---------------------------------------

II. 臨時株主総会の付議議案等

1. 取締役2名解任の件

(1) 解任取締役

取締役 田口 武

取締役 岩崎 卓二

(2) 解任の理由

当社が「グローウエルホールディングスグループ」での新経営体制へ移行するにあたり、取締役田口武氏および同岩崎卓二氏の経営に対する考え方と新経営陣の考え方に違いがあることにより経営スピードが鈍化する懸念を解消し、新経営体制のもとでの事業基盤の強化を迅速かつ機動的に推進する必要があること、取締役田口武氏および同岩崎卓二氏がそれぞれ代表取締役社長および取締役副社長であった期間の業績不振に対する責任を明確にする必要があること、ならびに、経営の透明性、合理性の点で「グローウエルホールディングスグループ」の取締役として適格性を欠いているとの新経営陣の認識のもと、取締役田口武氏および同岩崎卓二氏の解任をお願いするものであります。

2. 取締役3名選任の件

(1) 新任取締役候補者

取締役（非常勤） 鈴木 孝之

取締役 池野 隆光

取締役（非常勤） 今井 宏至

(2) 選任の理由

当社が「グローウエルホールディングスグループ」での新経営体制へ移行するにあたり、同グループとの経営理念および経営方針の統一を図り、同グループとしての一体的経営体制を推進するため、新たに同グループから鈴木孝之氏、池野隆光氏およびイオンから今井宏至氏の選任をお願いするものであります。

(3) 新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	
鈴木 孝之 (昭和12年10月1日生)	昭和36年4月 昭和40年12月 平成7年3月	日研化学株式会社入社 鈴木薬局開設 株式会社に改組するとともに商号変更に伴い

	<p>平成 9 年 9 月</p> <p>平成 11 年 12 月</p> <p>平成 16 年 11 月</p> <p>平成 17 年 4 月</p> <p>平成 17 年 11 月</p> <p>平成 20 年 9 月</p>	<p>株式会社グリーンクロス代表取締役社長 合併により株式会社グリーンクロス・コア（現 ウエルシア関東株式会社）同社代表取締役社長 有限会社コア・コーポレーション監査役（現任） ウエルシア関東株式会社代表取締役会長兼社 長（現任）</p> <p>e welcia ヤマト株式会社取締役（現任） 株式会社ナカヤ代表取締役会長 グローウェルホールディングス株式会社代表 取締役会長（現任）</p>
<p>池野 隆光 （昭和 18 年 9 月 20 日生）</p>	<p>昭和 40 年 4 月</p> <p>昭和 46 年 6 月</p> <p>平成元年 6 月</p> <p>平成 14 年 3 月</p> <p>平成 14 年 11 月</p> <p>平成 16 年 11 月</p> <p>平成 17 年 11 月</p> <p>平成 19 年 4 月</p> <p>平成 20 年 9 月</p>	<p>全薬工業株式会社入社 池野ドラッグ開設 株式会社池野を開設 代表取締役社長</p> <p>合併により、株式会社グリーンクロス・コア（現 ウエルシア関東株式会社）入社 同社取締役副社長商品本部長 同社取締役副社長営業本部長 株式会社ナカヤ取締役 ウエルシア関東株式会社取締役副社長営業本 部長兼営業第 1・第 3 担当兼学術調剤担当（現 任） グローウェルホールディングス株式会社取締 役（現任）</p>
<p>今井 宏至 （昭和 27 年 2 月 9 日生）</p>	<p>昭和 49 年 3 月</p> <p>平成 12 年 2 月</p> <p>平成 13 年 3 月</p> <p>平成 16 年 5 月</p> <p>平成 16 年 6 月</p> <p>平成 19 年 5 月</p> <p>平成 20 年 9 月</p>	<p>ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 同社マックスバリュ事業本部 第 5 事業部長 同社北日本カンパニー副支社長 同社ドラッグ事業担当（現任） 株式会社ウエルパーク社外取締役（現任） ウエルシア関東株式会社社外取締役（現任） グローウェルホールディングス株式会社社外 取締役（現任）</p>

3. 監査役 1 名選任の件

(1) 新任監査役候補者

監査役（常勤） 相川 良平

(2) 選任の理由

当社の監査体制の一層の強化・充実の観点より、新たな常勤監査役候補として相川良平氏の選任をお願いするものであります。

(3) 新任監査役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	
相川 良平 (昭和 21 年 1 月 24 日)	昭和 43 年 4 月 平成 11 年 4 月 平成 12 年 4 月 平成 13 年 10 月 平成 16 年 11 月	エスエス製薬株式会社入社 同社薬専営業推進部長 同社東日本物流センター長 同社経営企画本部 監査室長 ウエルシア関東(株)入社 監査室 (現任)

4. 監査役に対する辞任勧告の決議

(1) 辞任勧告を受けた監査役

監査役 (常勤) 高橋 昌彦

(2) 辞任勧告の理由

当社の常勤監査役であるものの、取締役の職務執行に関する透明性、合理性についての業務監査が十分でなかったことから、監査役としての適格性を欠いていると判断し、辞任勧告を決議いたしました。

なお、監査役高橋昌彦氏の辞任勧告に対する回答につきましては、追ってご報告いたします。

以 上